

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に関する
県職員宿舎等目的外使用許可事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 7 月豪雨の被災者が、県職員宿舎等の一時使用を希望した場合の取扱いを適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「被災者」とは平成 30 年 7 月豪雨により住宅を被災した者のうち、市町村が発行する罹災証明書等により被災の事実を確認することができるものをいう。

(許可の取扱い)

第 3 条 被災者等に対する一時使用の許可は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 1 日法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用許可とする。

(被災者が行う許可の申請)

第 4 条 被災者は、県職員宿舎等の一時使用の許可を受けようとするときは、別記第 1 号様式による被災者用県職員宿舎等一時使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、申請日に罹災証明書等を所持していないときは、入居後 3 月以内に罹災証明書等を提出することをもって足りるものとする。

- (1) 罹災証明書等の写し
- (2) 被災者用誓約書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(審査)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査した上で、県職員宿舎等の一時使用を許可するものとし、別記第 2 号様式による県職員宿舎等一時使用許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第 6 条 被災者が一時使用する県職員宿舎等の使用料は、高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例 37 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき免除する。

(一時使用の期間)

第7条 被災者が使用する県職員宿舎等の一時使用の期間は、許可した日から起算して1年以内とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、入居から3年を経過する日までを限度として1年ごとに一時使用の期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定に基づき被災者が県職員宿舎等の一時使用の期間の延長を受けようとするときは、別記第3号様式による県職員宿舎等一時使用期間延長申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査した上で、県職員宿舎等の一時使用の期間の延長を許可するものとし、別記第4号様式による県職員宿舎等一時使用期間延長許可書により当該申請者に通知するものとする。

(明渡しの届出)

第8条 被災者は、県職員宿舎等を使用する必要がなくなった場合は、速やかに別記第5号様式による県職員宿舎等明渡届出書により知事に届け出なければならない。

(明渡し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県職員宿舎等の一時使用の許可を取り消し、当該県職員宿舎等の明渡しを請求することができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったと認める場合
- (2) 被災者が誓約書の内容を履行しなかった場合
- (3) 被災者が一時使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、県職員宿舎等の管理上支障があると知事が認める場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県職員宿舎等の目的外使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請に係る使用許可は、平成 31 年 3 月 31 日までに被災者用県職員宿舎等一時使用許可申請書が到着したものをもち、て終了する。